

保育提供体制確保のための実施計画について

【概要】

本市では、就学前児童数の減少が見込まれる一方で、依然として保育ニーズが高い状況が続いていることなどから、下記の事業を実施していますが、国に計画を提出し、採択を受けることで当該事業に対する国費・府費の補助の対象や補助金の嵩上げの措置を受けることができますことになっています。

計画につきましては、既に今年の3月末に採択を受けていますが、令和8年度から「子ども・子育て会議」において事後の承認が必要となっていることから、引き続き国の財政支援の対象とするため、計画の承認をいただくものです。

【財政支援の対象事業と支援内容等】

対象事業	本市実施内容	財政支援を必要とする理由	支援内容
(1)待機児童対策 ※令和10年度までの経過措置			
一時預かり事業(一般型) ※緊急一時預かり事業	高槻認定こども園分室 (年度利用保育)	保育の必要性が特に高い方で認可保育施設等を利用できていない方や、市外からの転入や産休・育休終了後の入所希望など、様々な理由により生じる年度途中の保育ニーズに対応し、待機児童の解消に寄与しているため。	補助要件 (国 1/3 府 1/3 市 1/3)
(2)地域の課題に応じた保育提供体制確保のための対策			
① 保育士宿舍借り上げ支援事業	民間施設に対する補助	若手保育士の経済的負担軽減と就業継続を支援することで、市内保育施設における人材確保の促進と離職防止を図るため。	補助要件 (国 1/2 市 1/4 事業者 1/4)
② 広域的保育所等利用事業	高槻認定こども園分室 (送迎利用保育)	地域間の保育需給の偏在に対応し、利用保留の解消に寄与するため。	補助要件 (国 1/2 市 1/2)
③ 利用者支援事業(特定型)	利用者支援員による入園等相談業務	保育ニーズと提供資源のマッチングを強化するため、相談支援や情報提供を通じて、利用者が適切な保育サービスを選択できる環境を整備するため。	補助要件 (国 2/3 府 1/6 市 1/6)
(3)こども誰でも通園制度			
就学前教育・保育施設整備交付金	民間施設に対する整備補助	事業の実施を希望する0～2歳の定員設定のない認定こども園に対し、当該歳児の利用者を受入れるための施設整備が必要なため。	補助率の上乗せ (国 1/2 市 1/4 事業者 1/4) ↓ (国 2/3 市 1/12 事業者 1/4)